

IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金

～横手市はIT・ソフトウェア関連産業の皆様を応援します！～

全国トップクラスの
優遇制度

目的・背景

地理的・気候的な制約が少なく、更なる成長が望めるIT・ソフトウェア関連産業の立地を積極的に推進するため、全国トップクラスの優遇制度を設けております。

なお、新規に設立した法人や、既存事業の拡大をする市内法人による利用も可能です。

要件・特認

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、BPOサービス業などの業種(詳細は裏面に記載)で、新規立地又は既存事業の拡大を行い、かつ3名以上の新規正規雇用(一年以上の雇用継続確認後の申請になります。)を行った法人が対象となります。

さらに、5年間の合計で30人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る。)を行う計画を有し、毎年6人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る。)を行う場合、単年度毎に「特認」事業と位置付け、更なる追加支援を行います。

優遇制度の内容



項目	助成金の額	上限等	特記事項
1) 雇用に関わる経費の助成	定額 ※新規正規雇用者(市内在住者)に限り 1年以上の雇用継続が必要。	30万円/人	1回限り
2) 従業員家賃負担の助成	定額 ※家賃助成をする企業への助成 ※市外から転入者に関わる経費に限る。 ※新規正規雇用者に限る。	15,000円/人・月 又は会社負担額の うち少ない額	要件適用後 2年間
3) 事務所取得経費の助成	建物取得費用の30%	1,500万円	3年以内 1件限り 市内物件に限る
4) 事務所賃借料の助成	賃借費用の30% 【特認】助成割合を50%に引き上げ (土地代を含む)	5,000円/坪・月 300万円/年	要件適用後 5年間
5) 通信経費の助成	通信利用料金の50%	200万円/年	要件適用後 5年間
6) 研修期間の費用の助成【特認】	研修期間に関わる給与等の30% ※雇用形態は問わない。最長2か月分とする。 ※市内在住者に限る。	20万円/人	1回限り

お問合せ先

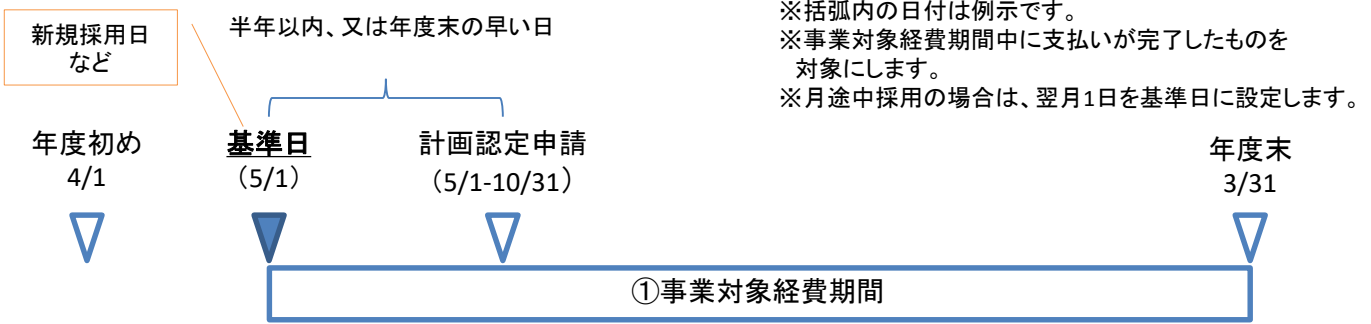
横手市ウェブサイトの情報を探す

000019644

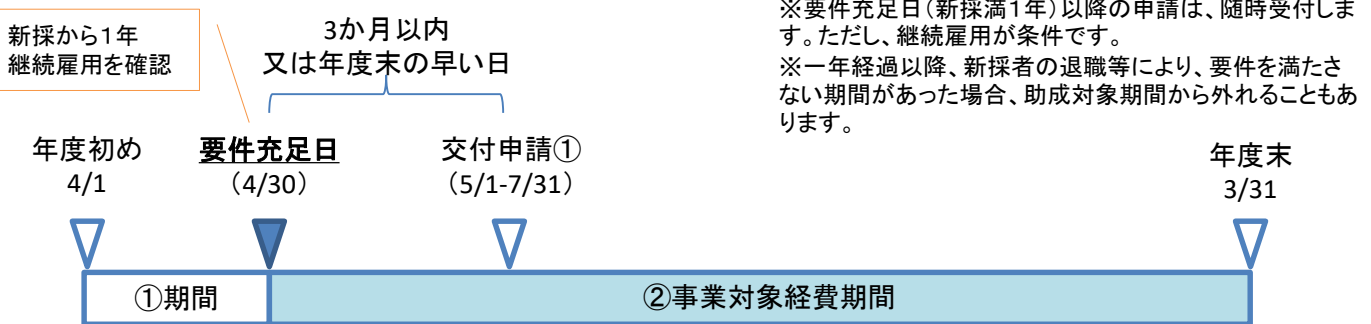
検索

横手市役所商工観光部企業誘致課 電話0182-32-2116 FAX0182-32-4021
〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局1階
E-mail: kigyoyuchi@city.yokote.lg.jp

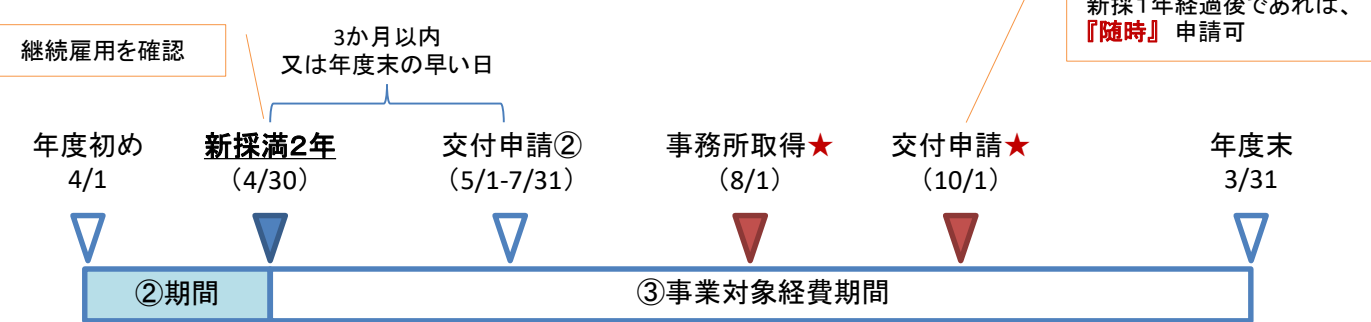
■新規採用初年度(認定申請を行います。)



■2年目(1回目の交付申請を行います。)



■3年目(2回目の交付申請を行います。)



＝次年度以降省略＝

■対象業種一覧

※次の業種のうち、市長が認めた法人に限ります。

業種	業種一覧(数字は、H25.10日本標準産業分類の分類番号)
1.ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	39情報サービス業
2.インターネット付随サービス業	40インターネット付随サービス業
3.コールセンター	アウトバウンド型： 99他に分類されない事業サービス業 インバウンド型： 37通信業、40インターネット付随サービス業、61無店舗小売業、62共同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、66補助的金融業等、67保険業、95債権管理回収業
4.BPOオフィス	37通信業、39情報サービス業、40インターネット付随サービス、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、67保険業、929他に分類されない事業サービス業、その他事務請負業
5.データセンター	37通信業、39情報サービス業
6.製造業等に関わる設計開発関連業	71学術・開発研究機関、74技術サービス業(その他に分類されるもの)、その他
7.デジタルコンテンツ業	41映像等情報制作業(4122ラジオ番組制作業及び413新聞業を除く)、726デザイン業